

発議第 7 号

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

平成 25 年 8 月 13 日 提出

松阪市議会議員	水	谷	晴	夫
	濱	口	高	志
	植	松	泰	之
	中	村	良	子
	山	本		節
	大	平		勇
	永	作	邦	夫
	今	井	一	久
	田	中		力

記

- 1 1 件 100 万円（自動車の運行により人の生命又は身体を害した場合にあっては自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定に基づく保険金額の最高限度額）以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を決定すること。
- 2 工事又は製造の請負契約について、議決された契約金額の 10 パーセント以内の額に係る変更契約を締結すること（当該額が 3,000 万円を超える場合を除く。）。
- 3 市営住宅に係る訴訟の提起、裁判上の和解及び調停に関すること。
- 4 支払督促に対する異議申立てによる訴訟の提起に関すること。